

京都府生協連ニュース

2008年1月15日・No.69(通算135号)
京都府生活協同組合連合会
京都市中京区烏丸夷川東南角せいきょう会館2階
TEL. 075-251-1551
FAX. 075-251-1555

●平和・憲法学習会

「核兵器廃絶へのたしかな道筋をどうつくるか」

～北東アジアの平和づくりと単一国家非核地帯モンゴル～

2007年10月20日、「核兵器廃絶へのたしかな道筋をどうつくるか～北東アジアの平和づくりと単一国家非核地帯モンゴル～」をテーマに平和・憲法学習会を開催しました。この学習会は、京都医療生協・乙訓医療生協・やましる健康医療生協が推進母体となり、企画されたもの。講師は、浜広信先生（核戦争防止・核廃絶を訴える京都医師の会代表）、望田幸男先生（同志社大学名誉教授）のお二人で、北東アジアの非核兵器地帯化にむけて、熱く訴えられました。

の医師会長が務めるように希望したため、日本ではこの規約をクリアできる12支部のみがIPPNWに加盟しています。

一方、「つどい」は、そうした規定がないので、各都道府県で活動がおこなわれていますが、IPPNWにせよ、「つどい」にせよ、医師全体の数からみれば会員は非常に少数です。しかも、会員の高齢化もすすんでいますので、今後、多くの若い医師が参加されることを期待しています。

<第1部>

モンゴル・ウランバートル
第6回核戦争防止国際医師会議
北アジア地域会議に参加して
——世界の医師たちの反核運動——



講師 浜 広信 氏

核戦争防止・核廃絶を
訴える京都医師の会
代表世話人

■ノーベル平和賞を受賞したIPPNW

核戦争防止国際医師会議（IPPNW）の歴史は、1980年、世界心臓病学会（ジュネーブにて開催）に出席した3人の医師が核戦争に反対する医師の組織をつくろうと話し合う場面からはじまりました。

翌81年、3人をはじめ多くの医師たちの尽力により、ボストンでIPPNW第1回総会が開かれます。総会では、会長に核保有国の米ソから各1名ずつの医師を選び、85年には、冷戦下で敵対する米ソの医学者がともに「核戦争は地球に致命的破壊をもたらす」との研究結果を発表しました。

このことが大きく評価されて、IPPNWはノーベル平和賞を受賞しました。この受賞を機に「核の冬」という言葉が世界的に広まっていきます。

ノーベル平和賞受賞の翌年、IPPNWは「核時代の医師の最良の処方箋は、包括的核実験禁止と核兵器の廃絶である」という意志を明確に打ち出し、運動をすすめていきます。

■核兵器廃絶をめざす医師の組織

まず核兵器廃絶をめざす医師の組織をご紹介しますと、代表的なものとしては核戦争防止国際医師会議（IPPNW）と「核戦争に反対し、核兵器廃絶を求める医師・医学者のつどい」（略称：つどい）があります。

IPPNWの日本支部は、各府県の代表をその地域

■非核兵器地帯条約締結をめざす取り組みへ重心移す

しかし、地球環境や平和よりも自国の利益を優先する核保有国のエゴむき出しの態度にあつて、IPPNWは約15年前から、一定の地域内で核兵器を使えなくする「非核兵器地帯化」の運動に取り組むようになりました。

核兵器の違法性を立証する運動として、1992年から、核兵器反対国際法律家協会・国際平和ビューロー（I P B）・I P P N Wの3団体共同で、「世界法廷プロジェクト」がはじまったのですが、ここで出された判決は「核兵器は、一般論としては許されないが、自国が攻撃された場合はしかたがない」というような内容のものでした。こうしたこともあり、I P P N Wは運動の方向を変えて、非核兵器地帯条約締結をめざす取り組みへと重心を移してきているのです。

日本で反核運動をすすめる医師たちも、「核兵器廃絶がむずかしいならば非核兵器地帯の構築を」と考えています。I P P N Wの会議で、外務省の初代原子力課長を務められた金子熊夫さんにこうした視点から、国際会議で提案していただいております。

■モンゴルと日本——ノモンハン事件のこと

さて、今年6月、モンゴルの首都ウランバートルで第6回I P P N W北アジア地域会議が開かれ、私も若い医学生たちといっしょに参加してきました。

モンゴルは、国土は日本の約4倍の広さですが、人口は日本の1県平均にあたる約250万人にすぎず、しかも、そのほとんどは首都ウランバートルに集中しています。政治体制としては一院制・大統領制をとっていて、社会主義ソビエトの崩壊後、市場経済化と民主化の道を模索中です。

モンゴルと日本との関係について、ひとつお話しをしたいことがあります。それは、ノモンハン事件のことです。

太平洋戦争がはじまる2年前の1939年、日本関東軍はモンゴルに攻め込みました。モンゴルは、重装備化していたソ連と連合軍を組んで迎え撃ち、総反撃しました。攻め込んだ日本陸軍は機械化が遅れ、重火器も不足したまま、ひたすら精神主義で兵士を追い立てました。白兵戦に徹し、約5万9,000人の出動人員のうち、1万9,714人の戦死者・戦傷者・戦病者・行方不明者を出して敗北したのが、ノモンハン事件です。

このノモンハンの大敗退については、日本軍はなんらの教訓も学びとらず、また国内でもまったく報道されなかったため、日本はその後も乏しい武器・食糧のまま太平洋戦争に突入します。そして1945年、アジアと日本の人びとに甚大な犠牲と被害を強いた戦争は、人類初の広島・長崎の被爆による日本の敗北という結果で終わりました。

平和と非核の問題を考える場合に、このノモンハン事件というのは無視できないものであると私は考えています。

■非核地帯国家を宣言したモンゴル

モンゴルは、1992年にソビエト連邦軍が撤退した後、その領土を非核地帯と宣言し、1998年12月の国連総

会決議において、単一国家として非核兵器地帯の地位が認知されました。こうしたモンゴルの態度は、隣接するロシアや中国といった核兵器保有国のみならず、非同盟運動諸国をも含む国際社会から歓迎されています。

国連は、アメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国の核保有5カ国を含むすべての加盟国にたいし、モンゴルの非核兵器地位の強化にむけて協力・支援するよう要請しています。

こうした国際社会の動きをうけて、モンゴルは2000年2月、核を持たない国としての地位を保証する国内法を整備し、現在は非核兵器地帯の地位にもとづく2国間、または多国間の安全保障協定をすすめています。

■エンフバヤル大統領が開会あいさつ

このように、モンゴルが一国で非核兵器地帯化を実現できたのは、90年の民主化以降、3代にわたる大統領と国連大使および市民が力を合わせて奮闘された結果でありましょう。

今回の会議の開会にあたって、モンゴルのエンフバヤル大統領は、「私たちは、グローバル化の時代において、安全保障は各国共通で包括的なものだとつよく信じています。いかなる問題も平和的に解決できないものはありませんし、防止できない紛争もありません」と、力強くあいさつされました。この言葉には日本の私たちが学ぶべき点が多々含まれているように思います。

この開会あいさつは、国際会議で一般的にみられる形式的なものではなく、とても熱のこもったものでしたし、大統領みずから1時間以上も参加されました。また、2日目には前大統領も熱心に討論に参加されました。こういうところにも、この間のモンゴルの、核兵器廃絶に向けた熱意と努力があらわれているように思います。

以上、この会議に参加したひとりとして、モンゴルから深い感銘と示唆をうけたことを申し上げて、私のご報告を終わります。（拍手）



<第2部>

北東アジアの平和と非核化への道

——非核兵器地帯条約の実現を——



講師 望田 幸男 氏
同志社大学名誉教授

■なぜ北東アジア情勢は不安定なのか——いまだ冷戦の残り火が燃えている

私は、おもに北東アジアの非核兵器地帯条約についてご紹介し、現時点において、この条約を実現することの大切な意味を申し上げたいと思います。

いま、中国・朝鮮半島・日本など北東アジア地域の平和にとって最大の注目点は6カ国協議でしょう。これはどなたも異論のないところだと思います。つまり、韓国・北朝鮮・日本・アメリカ・中国・ロシアの6カ国によって、北東アジアの非核化と平和の問題にかんする協議が進展しているわけです。

これはいうまでもなく、直接的には北朝鮮の核兵器問題が出発点であり、協議の過程では一定の成果も生み出しつつありますが、他方では楽観視できない側面もあります。と申しますのは、この問題の本質は「北朝鮮は強引でわからず屋の国だ」という点ではなく、むしろ核兵器に関するアメリカの「お前は持つな。オレは持つ」というダブルスタンダード政策にあるからです。これが事態の根本にあるように思います。

くわえて、アメリカが「北朝鮮はならず者国家、テロ国家だ」と攻撃する姿に端的に表現されているように、アメリカによって北朝鮮の安全保障が脅かされているという問題があります。つまり、北朝鮮は「いつアメリカから攻撃されはしないか」ということを極度に心配しているのです。

こうした状況の根本には、いまだ朝鮮戦争が休戦状態のままであり、真の終結状態にいたっていないという問題が横たわっています。世界では「冷戦は終わった」といわれていますが、北東アジアではまだ冷戦の残り火がちらちらと燃えているのです。現に朝鮮半島に2つの国家が存在することがそれを証明していますし、台湾問題も同様でしょう。

このような背景が北東アジアのさまざまな不安定な状況を招き、さらには北朝鮮に核兵器の開発と使用への衝動をも生じさせているのではないかとすれば、その根本的な解決のためには、アメリカの態度と同時に、北東アジアの戦争状態に終止符を打つことが必須であるのはいうまでもありません。

しかし、根本的な解決ができないからといって、私たちはすべてをあきらめるのではなく、平和構築のために知恵を働かせ、努力を傾けることが大切でしょうし、そこに北東アジア非核兵器地帯条約の意味があるのではないかと思います。つまり、「根本的に解決できなければだめだ。all or nothing だ」というふうに単純化するのではなく、「平和と非核のための新しい世論づくり」にむけて、何か工夫できないだろうか」という気持ちで、北東アジア非核兵器地帯条約という課題提起の出発点にあるということ、まず最初に申し上げておきたいと思います。

■すでに実現している非核兵器地帯条約——その2つのポイント

北東アジア非核兵器地帯条約を考えるには、まず国際的経験を学ぶことから出発する必要があると思いますが、じつは現にいま、世界には5つの非核兵器地帯条約があります。たとえばラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約、東南アジア非核兵器地帯条約、南太平洋非核兵器地帯条約、アフリカ非核兵器地帯条約が結ばれていて、つい昨年には中央アジア非核兵器地帯条約が結ばれました。

これら5つの国際条約には共通する重要なポイントが2点あります。1点目は、各地域の核兵器を持たない諸国が集まって、「われわれは今後も核兵器を持たないようにしよう」と約束したという点です。現時点で核兵器を持っていない国が、「これからも核兵器を持たないようにしよう」というのは、比較的結びやすい条約です。2点目は、アメリカ・ロシア・中国など核兵器保有国にたいして、「あなた方は私たちの住む地域に対して核兵器を使わないでください」と約束することを迫った点です。これにアメリカ・ロシア・中国などの核兵器保有国がどう対応するか。これはかなりやっかいな問題ですから、5つの条約にたいする核兵器保有国の態度も、地域によって違ってきます。

たとえばラテン・アメリカの条約については、アメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国の核兵器保有国はすべて応じて、「私たちはラテン・アメリカでは核兵器を使いません」と約束しています。南太平洋非核兵器地帯条約の場合は、ロシア・イギリス・フランス・中国はOKしていますが、アメリカは署名のみで批准はしていません。まだ「うん」とはいきっていないのです。アフリカ非核兵器地帯条約の場合は、イギリス・フランス・中国がOKしていますが、アメリ

カ・ロシアはOKしていません。東南アジア非核兵器地帯条約と中央アジア非核兵器地帯条約はいずれも、どの核兵器保有国もOKを出していないという状況です。

■「核兵器をなくせ」ではなく「核兵器を使うな」の ほうが拒否しにくい

いま、この国際条約は南半球のほぼすべてで結ばれ、その動きは北半球にも及びはじめています。昨年、中央アジア非核兵器地帯条約が成立し、モンゴルでは単一国家非核地帯化を実現させました。非核兵器地帯条約について詳しくお知りになりたい方は、『核兵器・核実験モニター』(2007年1月15日 第271-2号)に掲載されている「図説：世界の非核兵器地帯」をご参照ください。(<http://www.peacedepot.org/menunew.htm>)

ここでかさねて確認しておきたいことは、この国際条約は、核兵器を持つ国にたいして「核兵器を使うな」と迫っているのであって、「核兵器をなくせ」ともめているのではないということです。この点は非常に重要です。

これにたいして、「核兵器廃絶をいわず、核兵器不使用という限定された要求をするなんて手ぬるい」とお感じのむきもあろうかと思いますが、私はむしろ逆だと思います。限定された要求だからこそ、インパクトがあり、核兵器保有国も拒否しにくいのではないかと。例としては不適切かもしれませんが、暴力団にたいして「日本刀やピストルを持つな」といっても、なかなか聞いてはくれません。しかし、「少なくとも京都市内ではピストルを使ってくれるな」と迫れば、暴力団も「いや、京都市内でもピストルを使うぞ」と拒否はしにくいのではないのでしょうか。やはり運動というものは、相手が拒否しにくい要求で強く迫ることが大事ではないかと思えます。

その意味で、「核兵器不使用・核兵器を使うな」という要求は、核兵器廃絶の要求よりも手ぬるいからだめだ」ということにはならないわけで、このことを私たちは押さえておく必要があると思えます。

■地域ブロックで考える「非核兵器地帯」

この条約の特徴をもうひとつあげるとすれば、世界中をいっきに変えようとするものではなく、あるいは逆に一地域だけを変えようとするものでもなく、その中間の地域ブロック（北東アジア、中央アジア、アフリカ、ラテン・アメリカなど）を基本にしている点でしょう。

くしくも最近、人類はこの地域ブロックを中心にして考える方向をたどりつつあるようで、ご承知のように、地域ブロックの典型はEU（ヨーロッパ連合）です。最近はそれにとどまらず、東アジア共同体やラテン・アメリカ共同体が、たんなる理念や理想ではなく

現実問題として論議されるようになりました。

このように、世界全体と個別国家の間である地域ブロック単位でものを考えていくところに現代の特徴のひとつがあり、「非核兵器地帯」という発想は、こうした世界の新しい動向ともかみ合った考え方といえるだろうと思えます。

こうして考えてみると、この条約のポイントは3つにまとめることができます。ひとつは、世界全体とか個別国家ではなく地域ブロックで考えるということ。第2は、各地域ブロックのなかで、核兵器を持たない国ぐにが、今後も核兵器を持たないことを国際条約として約束すること。第3は、アメリカ・ロシア・中国などの核兵器保有国に、「私たちの地域ブロックでは核兵器を使わない」と約束させることです。

■「使えない地域」を広げることが、やがて地球レベルの核兵器廃絶へ

この非核兵器地帯条約が5つ存在し、すでに南半球をおおいつくし、いまや北半球にも波及しつつあるというのが世界的状況ですが、この方向が拡大すれば、人類は「核兵器をなくすことはできないけれども、核兵器を使えない地域が地球上の多くを占めるという状況には到達できる」という展望をもつことができます。

そして、「核兵器を使えない地域が地球上の多くを占める」という状況に到達できれば、「使えないものを持っていても仕方がないでしょう」という議論になります。そうなれば、「使えない核兵器は廃棄しよう」という段階への展望をきりひらくことも夢ではないと思えます。

■朝鮮半島の非核化と北東アジアの非核兵器地帯化の関係

さて、以上のような国際的な経験と動きを見すえて、そこから学びながら、北東アジアの非核兵器地帯化を考えると、以下のような具体的な構想が浮かんできます。

第1に、韓国・北朝鮮・日本（これにモンゴルをくわえてもいいと思えます）が「核兵器を持たないこと」を約束する。第2に、これらの地域（韓国・北朝鮮・日本・モンゴル）において核兵器を使わないということ、核兵器保有国（アメリカ・ロシア・中国など）に約束させること。これが北東アジア非核兵器地帯条約の骨子です。

もちろん、条約ですから、各国間でさまざまな細かなことを定めねばなりません。平和運動のシンクタンク的存在であるNPO法人ピースデポでは、すでに条約案をつくっています。

この国際条約の締結をめざす運動は、現在進行し、かつ一定の成果をあげつつある6カ国協議とのあいだに、非常に密接な対応関係をもっています。6カ国協

議の中心的テーマは朝鮮半島の非核化ですが、この6カ国協議と北東アジア非核兵器地帯条約締結運動は、一方が発展すれば他方も発展するという、相互によい影響をあたえあう関係にあるように思います。

■夢物語ではない北東アジア非核兵器地帯条約

しかも、この条約案は、けして夢物語ではなく、現実的な足場をもっています。

まず日本には非核3原則があります。この原則は、アメリカの核の持ち込み（いわゆる核密約）もあって、実際にはあやうい側面ももっていますが、とにかく1972年の国会決議として「日本は核兵器を持たず、つぐらず、持ち込ませない」と確認したのです。したがって、日本政府も表向きには非核3原則を否定できない状況にあるわけで、これは日本にひとつの足場があることをしめしています。

さらに、1991年には韓国と北朝鮮のあいだで「朝鮮半島非核化共同宣言」が発表され、お互いに核兵器を持たないことを、韓国・北朝鮮の両国代表が署名・宣言しました。くわえて、2000年にはモンゴルで、一国規模の非核兵器地帯化が実現しています。

このようにみえてくると、日本・韓国・北朝鮮（あるいはモンゴルも）などの国ぐにが、お互いに核兵器を持たないことを約束し、宣言するためには、あらためて新しいことを決める必要はないことがわかります。すでにこれらの国ぐにが個別には宣言している事項などを、一点に合流させ、ひとつの国際条約に編み上げれば、それだけで北東アジア非核兵器地帯条約のポイントの半分はできあがるのです。

そのうえで、アメリカ・ロシア・中国などにたいして、「北東アジアにおいては核兵器を使わないことを約束せよ」と迫り、それが実現すれば、まさに北東アジアの非核兵器地帯化が実現することになります。アメリカ・ロシア・中国も、日本・韓国・北朝鮮などが「私たちの国に核兵器を使わないでくれ」と要求すれば、「いや、使うかもしれない」とはいいいにくいのではないのでしょうか。

したがって、北東アジア非核兵器地帯条約は、手続き的にも、政治道義的にも、なんらの障害もない、つまり、現実的な方策であるといえると思います。

■なぜ条約締結運動は広がっていないのか——非核平和運動の課題

しかし、「ならばなぜ、そんなよい方策がこれまで声高にいわれず、世論としても広がりをみせていないのか」という反論もあるでしょう。

他国のことは別として、日本の場合を考えてみると、平和運動のシンクタンク的存在ともいべきNPO法人ピースデポなどは、すでに90年代からこの問題を考えています。つい最近、ピースデポは外務省に申し入

れをおこない、「日本の外務省は、6カ国協議の場で北東アジア非核兵器地帯条約を提案せよ。私たちは条約案も用意しているが、この案に拘泥する必要はない。とにかく提案せよ」と迫りました。

ただ、こうした動きについて私見を申し上げますと、平和の専門店ばかりが先走って、平和を求める日本の大衆運動がこれをバックアップするという関係は、まだできていないように思います。シンクタンクにせよ大衆運動にせよ、どちらも非核平和運動をすすめているのですが、どうやら北東アジアの非核化問題においては距離が開きすぎているような気がします。これを近づけることも課題のひとつではないかと思ひます

また、私が関係している「非核の政府を求める京都の会」が中心になって、科学者会議・生協・宗教者平和会議などに呼びかけ、7年前の2000年に「北東アジアの非核化地帯構想」というテーマで勉強会を開きました。その後、同様の勉強会を3回ほど開きましたが、当時は「北東アジアの非核化」ということはあまり注目されず、やはり世界全体の核兵器廃絶運動が中心でした。

「北東アジアという地域に限って非核化を実現しよう」という動きが出てきたのはもっと後のことで、具体的には2002年の日朝平壤宣言、あるいは2003年に始まる6カ国協議などの後、ようやく人びとの意識のなかに「北東アジアという地域における非核化」というテーマが上りはじめてきたように思います。

しかも、私どもが勉強会をはじめた7年前、すでに非核兵器地帯条約締結運動は世界的広がりをみせていましたが、そこから具体的に学ぼうとする姿勢に欠けていたといわざるをえません。そのために、「北東アジアの非核化」という言葉は使っていても、「核兵器廃絶」と「核兵器の使用禁止」を区別し、運動として両者を使い分ける点が、まだ明確ではありませんでした。端的にいえば、「核兵器の使用禁止」ということの独自の意味をまだ把握しきれていなかったのだと思います。私ども「非核の政府を求める京都の会」でも、ここ1年ぐらい前から、北東アジア非核兵器地帯化ということを意識的に持ち出すようになってきました。

■どんな運動にも王道はない——3つの種類とレベルの非核平和運動を

このような観点から、これまでの非核平和運動を考えてみると、3つの種類・レベルに分けて考えることができると思ひます。

第1は核兵器を廃絶する運動で、毎年、広島・長崎でおこなわれている原水爆禁止世界大会の運動が代表的であろうと思います。第2は核兵器の削減や実験禁止を求める運動で、90年代のアメリカとソ連の戦略兵器削減条約はその典型的な形といえるでしょう。第3は、今日の話のテーマである、核兵器の使用禁止を目

標とした運動です。

以上のように、非核平和運動には3つの種類・レベルがあり、それぞれが重要な役割をはたしていると思います。私たちは、これら3つの種類・レベルの非核平和運動を全体としてすすめねばなりません。私は常日頃から「どんな運動にも王道はない」といっておりますが、これら3つの種類・レベルの運動のいずれも、脇へ押しやってよいものはないと思います。これら3つの種類・レベルの運動は、私たち非核平和運動の側がもっている3つの有効な手段です。ひとつを強調することによって、他を否定したり弱めたりすることは、結局、運動全体を弱めることになってしまいます。

私は、このような見地から、いまは運動としてあまり取り組まれていない核兵器使用禁止を求める運動を、クローズアップしなければならないと考えています。そして、この核兵器使用禁止の運動を現在の東アジアに具体化したのが、すでに骨子を申し上げた「北東アジア非核兵器地帯条約」であると考えています。

■核兵器使用禁止の運動を具体化した「北東アジア非核兵器地帯条約」締結の取り組み

そこで、私が代表をしている「非核の政府を求める京都の会」では、近々に「北東アジア非核兵器地帯条約を締結しよう」という意見ポスターの運動に着手するつもりです。メイン・スローガンには「核兵器の廃絶めざし、北東アジア非核兵器地帯条約を締結しよう」を掲げ、サブ・スローガンとして、1つ目に「日本・韓国・北朝鮮は核兵器をもたないことを協定しよう」、2つ目に「北東アジアにおける米露中などの核兵器使用を禁止しよう」、3つ目に北東アジア非核兵器地帯条約を締結する日本側の責務を明確にする意味で「非核日本宣言を実現しよう」を掲げ、賛同団体・賛同者を募ろうと考えています。

この意見ポスターは、北東アジア非核兵器地帯条約締結運動について、メイン・スローガンで「核兵器廃絶をめざしたものである」という位置づけを明確にし、その具体的内容としてサブ・スローガンの1点目と2点目を示し、この運動をすすめるにあたって日本の平和運動の責務を3点目のサブスローガンで明確にしたものです。

これに賛同する団体・個人を書き連ねたポスターを、京都中に張りめぐらせようということで、来年早々には実際の運動に着手したいと考えています。

さらに、この非核兵器地帯条約の運動は、国民のなかの運動にとどまってはならないということも申し上げておきたいと思います。これは国際条約ですから、政府・外務省を動かし、日本・韓国・北朝鮮の各政府間の外交ルートに乗せなければなりません。

私は、北東アジア非核兵器地帯条約は、現在の情勢から考えても適切であるし、現実性もあるし、平和運

動としての新鮮さももっていると思います。しかし、この運動が成就するためには、まだいくつもの山や谷を越えていかねばなりません。意見ポスターの運動も、このための突破口となるように、みなさんのお力ぞえをお願いしたいと思います。

■北東アジアの非核兵器地帯化と憲法問題との関係

最後に、本日は「平和・憲法学習会」と銘打たれておりますので、憲法問題との関連について少しふれておきたいと思います。

いま憲法9条を守るかどうかクローズアップされ、9条問題をめぐってさまざまな対話活動がおこなわれていますが、この問題の背景には、アメリカが日本にたいして「いつでも、どこでも出動できる自衛隊をつくれ。そのためには憲法9条を改定すべきだ」と迫っているという問題があります。この点は、9条をめぐる対話活動のなかでも比較的通じやすく、「よし、わかった!」ということになります。

ところが、そう簡単にいかない問題があります。それは北東アジアの不安定性という問題です。北朝鮮の核兵器やミサイル問題からはじまって、だれも住んでいない島をめぐる「オレのものだ」「私のものだ」と争っている問題もあれば、日本海の底に眠る天然資源をめぐる争いもあります。これらの問題が新聞・テレビなどで報道されるたびに、国民の心理に動揺が起り、「憲法9条はこのままでいいのか」ということになります。

もちろん、これらの問題については理屈のうえでの説明も可能ですが、しかし、実際に北東アジアにいろいろなトラブルが起こっているという現実があります。だとすれば、これらの問題をできるだけ小さく局所化していく運動が必要であり、その運動が大きくならなければ、憲法9条の存在感をゆるがすような要素を小さくすることができるだろうと思います。

そういう文脈において、北東アジアに非核兵器地帯を構築しようという運動は、憲法9条改定のもくろみをはばむうえでも大いに意味があると考えています。じつは私が「北東アジア非核兵器地帯化の運動を強力に押し出していこう」と考えたのは、平和運動一般を発展させたいという気持ちと同時に、憲法9条改定をはばみたいという動機があったからです。

逆に、憲法9条を改定しようとする勢力やその運動が小さくなるならば、北東アジアに非核兵器地帯を構築するうえで、日本側の国際的責務を果たしたことになるのではないかと思います。この点を指摘して、私の話を終えたいと思います。ご清聴、ありがとうございました。(拍手)

(了)

